	イ　重要な伝送設備には、予備の電気通信回線に速やかに切り換える機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
(8)　情報通信ネットワークの動作状況の監視等	ア　重要な伝送路設備の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知し、通報する機能を設けること。	◎	—	—	◎＊	—
	イ　重要な電気通信回線の動作状況を監視し、故障等を速やかに検知し、通報する機能を設けること。	—	◎	◎	—	◎＊
	ウ　重要な伝送路設備の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	○	—	—	○	—
	エ　重要な電気通信回線の動作状況を統合的に監視する機能を設けること。	—	○	○	—	○
	オ　交換設備には、トラヒックの疎通状況を監視し、異常ふくそう等を速やかに検知し、通報する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないよう異常ふくそう等を制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	○	○
	カ　交換設備には、通信の接続規制を行う機能又はこれと同等の機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないよう異常ふくそう等を制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	○	○
	キ　交換設備には、利用者に異常ふくそうを通知する機能を設けること。ただし、通信が同時に集中することがないよう異常ふくそう等を制御する措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	○	○	○
	ク　トラヒックの疎通状況を統合的に監視する機能を設けること。	○	○	○	○	○
(2)　代替接続系統の設定	交換網の場合は、二つの重要な通信センター間を結ぶ接続系統の障害に対し、その代替となる他の通信センター経由のう回接続系統を設けること。	○	○	○	○	○
(3)　異経路伝送路設備の設置	ア　重要な通信センター間を結ぶ伝送路設備は、複数の経路により設置すること。	○	—	—	○	—
	イ　重要な光加入者伝送路は、ループ化等による2ルート化を促進すること。	○	—	—	○	—
	ウ　交換設備相互間を接続する伝送路設備は、複数の経路により設置すること。ただし、地形の状況により複数の経路の設置が困難な場合又は伝送路設備の故障等の対策として複数の経路による設置と同等以上の効果を有する措置が講じられる場合は、この限りでない。	◎	—	—	—	—
	エ　三以上の交換設備をループ状に接続する大規模な伝送路設備は、当該伝送路設備により囲まれる地域を横断する伝送路設備の追加的な設置の措置を講ずること。	◎＊	—	—	—	—
(4)　電気通信回線の分散収容	重要な通信センター間を結ぶ電気通信回線の収容は、異なる伝送路設備に分散して行うこと。	○	—	—	○	—
(5)　モバルインターネット接続サービスにおける設備の分散等	重要な設備の事故等が全国的な場合又は相当広範囲の利用者に影響する場合は、当該設備について、地域的に分散して設置するとともに、その分散した設備を複数の経路で接続し、故障等による影響範囲を限定すること。	◎＊	◎＊	—	—	—
(6)　モバイルインターネット接続サービスにおける設備容量の確保	サーバ及びゲートウェイの設備は、通信量の増加を考慮した適切な容量のものを設置すること。	◎	◎	—	—	—
(7)　予備の電気通信回線の設定等	ア　重要な伝送路設備には、予備の電気通信回線を設定すること。ただし、他に疎通確保の手段がある場合は、この限りでない。	◎	—	—	◎	—